平成30年度全国特別支援学級設置学校長協会

定期総会　第1回全国理事研究・研修協議会

平成30年6月1日（金）

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援教育について

○　障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。

○　このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。

○　特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

（※1）特別支援学校
- 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校（小・中学部）の1学級の標準は6人（重複障害の場合3人）。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）。

  ⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

（※2）特別支援学級
- 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を標準（公立））。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

（※3）通級による指導
- 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間（LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間）程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）

（平成29年5月1日現在）

義務教育段階の全児童生徒数　９８９万人　減少傾向

特別支援学校

視覚障害　知的障害　病弱・身体虚弱
聴覚障害　肢体不自由

H19年比で1.2倍
0.7%（約７万２千人）

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害　肢体不自由　自閉症・情緒障害
聴覚障害　病弱・身体虚弱
知的障害　言語障害

H19年比で2.1倍
2.4%（約２３万６千人）

（特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第２２条の３に該当する者：約１万８千人）

通常の学級

通級による指導

視覚障害　肢体不自由　自閉症
聴覚障害　病弱・身体虚弱　学習障害（ＬＤ）
言語障害　情緒障害　注意欠陥多動性障害（ADHD）

H19年比で2.4倍
1.1%（約１０万９千人）

4.2%（約４１万７千人）　増加傾向

発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6．5%程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

（通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人（うち通級：約250人））

特別支援教育の現状　～特別支援学校の現状（平成29年5月1日現在）～

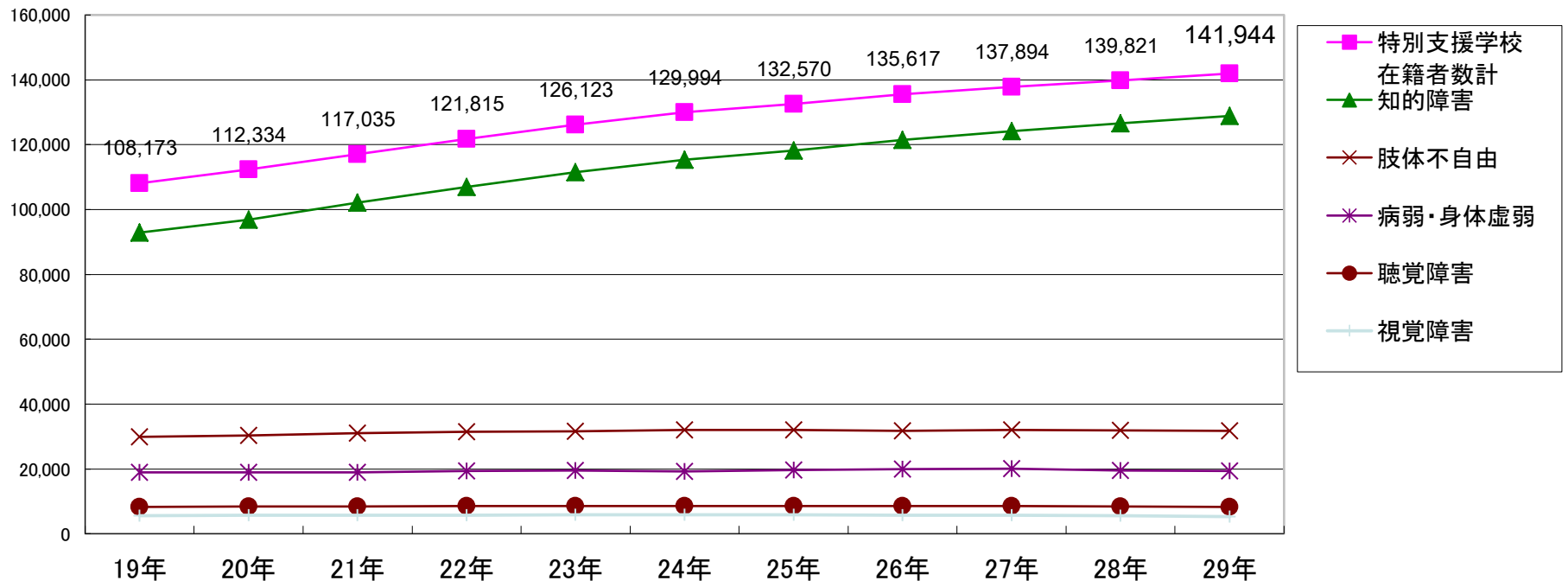

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	82	116	776	350	149	1,135
在籍者数	5,317	8,269	128,912	31,813	19,435	141,944

※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状　～特別支援学級の現状（平成29年5月1日現在）～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校等に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

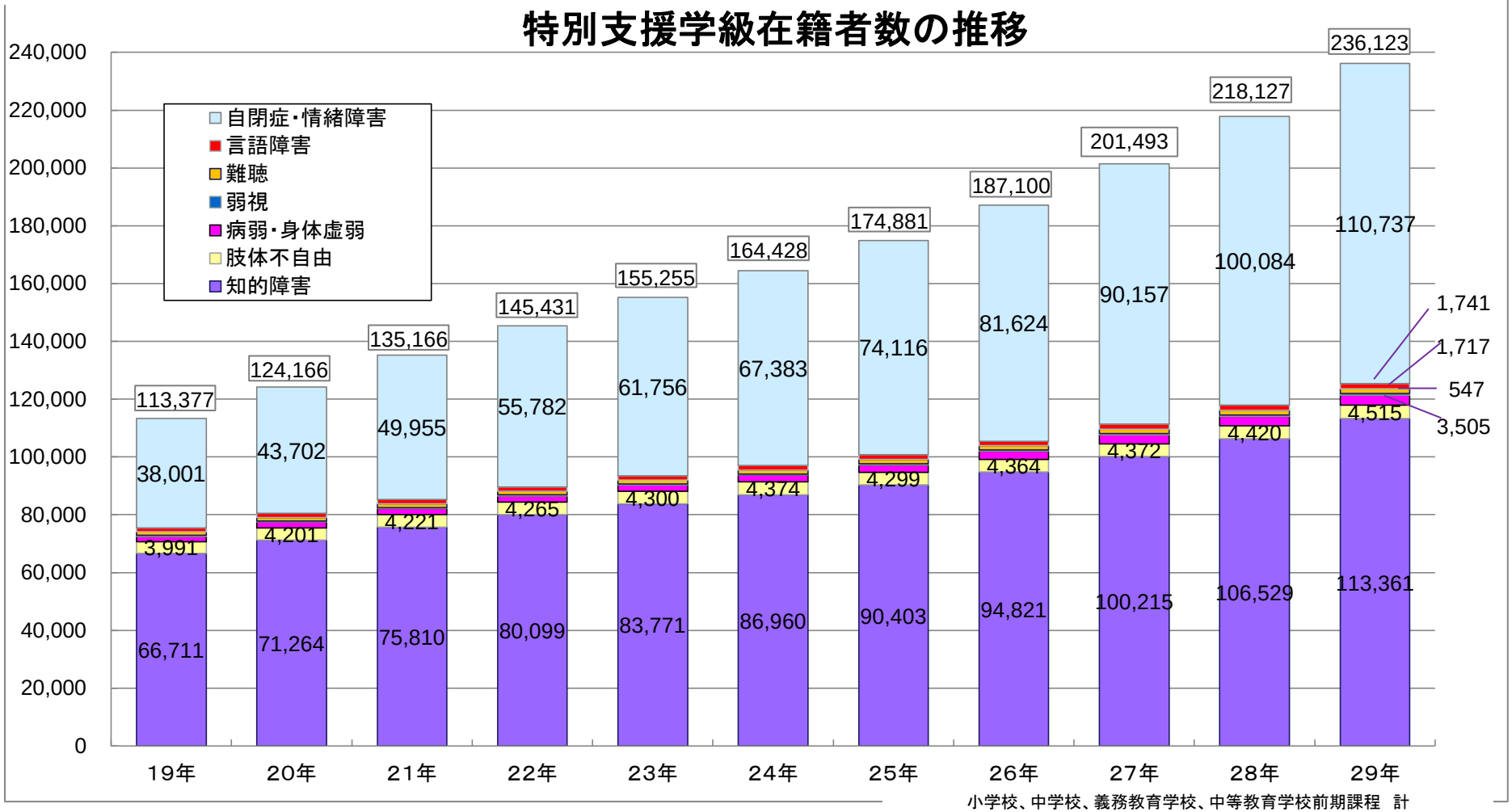

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程　計

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学 級 数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

特別支援教育の現状　～通級による指導の現状（平成29年5月1日現在）～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

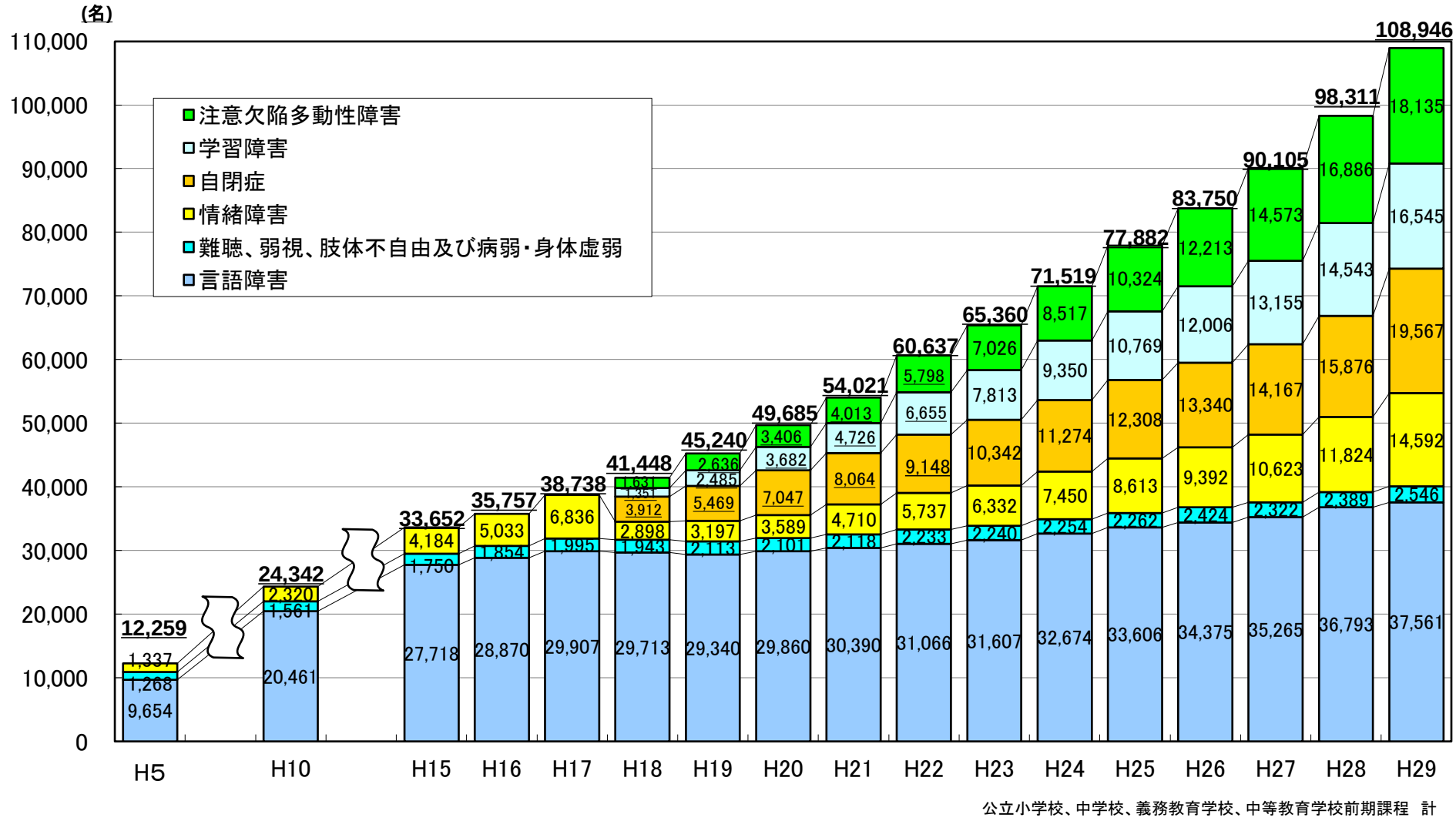

公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程　計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
（併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応）

特別支援教育推進の方向性

○多様な学びの場の整備

→通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を推進。

○充実した校内支援体制の整備

→校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の実施のための校内体制を整備。特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得率を向上するとともに、全ての教員の特別支援教育に関する専門性を向上。特別支援教育支援員の配置のための地方財政措置。

○切れ目ない支援体制の整備

→教育・医療・福祉・就労等、発達障害を含めた障害のある子供たちを支える関係部局や関係機関の連携・情報共有を促進。発達障害の児童生徒、医療的ケアを必要とする児童生徒、病気の児童生徒等を巡る教育環境の改善。医療的ケアのための看護師等外部専門家の配置等を充実。「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成・活用を推進。

○共生社会に向けた資質・能力の育成

→障害者理解・心のバリアフリーを推進。障害のある子供とない子供の交流及び共同学習を充実。特別支援教育のための教科書・教材の充実。

○豊かな学習環境

→特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進。特別支援教育に係る教育費負担を軽減。

１．多様な学びの場の整備

２．充実した校内支援体制の整備

３．切れ目ない支援体制の整備

４．共生社会に向けた資質・能力の育成

５．豊かな学習環境

６．その他

近年の特別支援教育に関する動向①

- 平成18年12月　国連総会において障害者権利条約を採択
  - 障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定
  - 例えば
    - ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止
    - ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進　　など
  - （教育分野）
    - インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供　など

- 平成19年4月　特別支援教育の本格的実施（「特殊教育」から「特別支援教育」へ）
  - 盲・聾・養護学校から特別支援学校
  - 特別支援学校のセンター的機能
  - 小中学校等における特別支援教育　など

- 平成19年9月　障害者権利条約署名

- 平成23年8月　障害者基本法改正　（障害者権利条約対応）
  - （教育分野）
    - 十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実、
    - 本人・保護者の意向を可能な限り尊重
    - 交流及び共同学習の積極的推進 など

近年の特別支援教育に関する動向②

平成24年　7月	『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』（中央教育審議会初等中等教育分科会報告 ） ・就学相談・就学先決定の在り方 ・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 ・教職員の専門性向上　など
平成25年　6月	障害者差別解消法制定（施行日：一部を除きH28.4） ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務　など
9月	就学制度改正（学校教育法施行令改正） ・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人･保護者の意向を可能な限り尊重） ・柔軟な転学　など
平成26年1月	障害者権利条約批准
平成27年2月	差別解消法に基づく政府としての基本方針の策定
11月	差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定
・平成28年4月	障害者差別解消法施行